

年次	要求状況							妥結状況								
						参考							参考			
	平均年齢	平均賃金(円)	労組数	平均要求額(円)	支給月数(か月)	前年要求額(円)	対前年比(%)	平均年齢	平均賃金(円)	労組数	平均妥結額(円)	支給月数(か月)	前年妥結額(円)	対前年比(%)		
19年最終集計	38.6	270,405	430	648,427	2.40	647,273	0.18	38.5	270,733	427	582,173	2.15	574,127	1.40		
20年最終集計	38.3	268,313	434	652,148	2.43	648,427	0.57	38.3	268,348	429	587,895	2.19	582,173	0.98		
21年最終集計	38.3	267,330	429	588,158	2.20	652,148	▲9.81	38.2	267,178	425	487,556	1.82	587,895	▲17.07		
22年最終集計	38.3	267,971	411	588,487	2.20	588,158	0.06	38.2	267,484	406	502,933	1.88	487,556	3.15		
23年最終集計	38.3	265,964	429	594,114	2.23	588,487	0.96	38.3	265,432	426	514,237	1.94	502,933	2.25		
24年最終集計	38.4	266,354	409	598,872	2.25	594,114	0.80	38.3	266,221	401	518,994	1.95	514,237	0.93		
25年最終集計	38.5	264,422	331	594,480	2.25	598,872	▲0.73	38.5	264,505	324	519,862	1.97	518,994	0.17		
26年最終集計	39.0	262,727	319	611,933	2.33	594,480	2.94	38.9	262,774	316	548,754	2.09	519,862	5.56		
27年最終集計	39.0	266,948	333	628,668	2.36	611,933	2.73	38.9	266,541	332	570,406	2.14	548,754	3.95		
28年最終集計	39.2	269,911	337	628,879	2.33	628,668	0.03	39.2	269,602	333	573,098	2.13	570,406	0.47		
29年最終集計(A)	39.5	269,546	360	625,586	2.32	628,879	▲0.52	39.5	269,546	360	567,138	2.10	573,098	▲1.04		
28年最終集計(B)	39.2	269,911	337	628,879	2.33	628,668	0.03	39.2	269,602	333	573,098	2.13	570,406	0.47		
(A)	—	(B)	0.3	▲365	23	▲3,293	▲0.01	211	▲0.55	0.3	▲56	27	▲5,960	▲0.03	2,692	▲1.51

- (注) 1 金額は労働組合平均である。(単純平均とは1組合当たりの平均である。)
 2 平均賃金は、「基本給」+「所定内手当のうち通勤手当を除いたもの(ただし、所属する企業の従業員全体に一律で同一額を支給する通勤手当は所定内手当に含む)」である。
 3 要求状況(妥結状況)支給月数(か月) = 平均要求額(平均妥結額) ÷ 要求状況(妥結状況)平均賃金
 4 「29年最終集計(A)」と「28年最終集計(B)」の前年要求額(前年妥結額)は前年同期の金額である。
 5 要求状況(妥結状況)対前年比(%) = {平均要求額(平均妥結額) - 前年要求額(前年妥結額)} / 前年要求額(前年妥結額) × 100
 6 労組数におけるxは組合数が3組合以下のときに使用している。

*** 賃上げ一時金情報は、インターネットのホームページでご利用いただけます。**

労働政策課ホームページ「しずおか労働福祉情報」のURLは下記のとおりです。
 ホームページにおいては東部・中部・西部地区別、加重平均・単純平均別の情報も掲載しています。

<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-210/index.html>

※または、「しずおか労働福祉情報」で検索してください。

賃上げ一時金情報ホームページ掲載(更新)予定日

春季賃上げ情報:平成29年4月4日、5月23日、7月11日

夏季一時金情報:6月20日、7月25日、8月10日

年末一時金情報:11月21日、12月19日、平成30年1月11日

※予定日は変更される場合があります。

*** 労働関係業務を担当する県の機関**

静岡県経済産業部労働政策課	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号	電話 054-221-2338
東部県民生活センター	〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商連会館ビル2階	電話 055-951-8209
中部県民生活センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階	電話 054-202-6013
西部県民生活センター	〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12-1 静岡県浜松総合庁舎3階	電話 053-458-7243

*** 電話による労働相談のお知らせ**

サンキューロードー
フリーアクセス番号：0120-9-39610（携帯電話、IP電話等からはかけられません。）

受付時間 9:00~12:00 13:00~16:00(土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く)

- ・電話による相談は、上記フリーアクセス(通信料着信払いサービス)をご利用ください。その場合はご相談者の最寄りのセンターにて電話を受け付け致します。
- ・携帯電話、IP電話等からのご利用の場合は下記最寄りのセンターまでお掛けください。
 (東部)055-951-9144 (中部)054-286-3208 (西部)053-452-0144